



# 制度改定による年金月額への影響について

医師年金では、「日本医師会年金規程」の第4条第4項の定めにより、制度のより安定的で健全な運営を維持するために5年毎に財政状況を見直しております。既にご案内の通り平成22年10月、「規程」に基づいた制度改定を行います。

## 1・改定の内容

### (1) 終身年金の予定死亡率適正化

基本年金および加算年金の10年・15年保証期間付終身（以下、終身年金）の予定死亡率を適正化します。

#### ①改定内容

医師の平均余命が伸びる傾向にあることから、予定死亡率の算定根拠を現行の「第17回生命表男子死亡率の70%」から、最新（平成19年厚生労働省公表）の「第20回生命表男子死亡率の50%」に変更します。

#### ②改定による影響

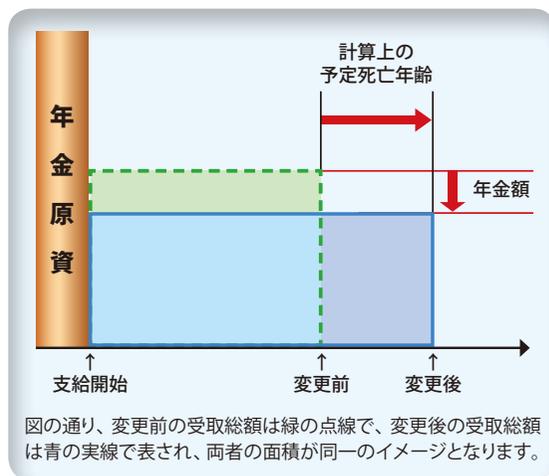
##### ●加入者（掛金を支払中の方）：

基本年金および加算年金の、支給開始が65歳に予定されている終身年金の養老年金予定月額（以下、年金予定月額）が現行と比べて減額となります。なお、受給の際に確定年金を選択する場合、加算年金の年金予定月額に変更はありません。

##### ●受給者（養老年金を受給されている方）：

基本年金および加算年金の養老年金受給月額（以下、年金受給月額）が、減額となります。

なお、確定年金で受給されている場合、加算年金の受給月額に変更はありません。



#### <ご参考> 予定死亡率の見直しの年金月額への影響（上図をご参照下さい）

医師年金の年金額は、支給開始時から予定死亡時までの期間（年数）に応じて決定されます。今回の予定死亡率の改定で当該期間が長くなり、1回当たりの年金額は減額になります。しかしながら、当該期間が長くなったことで、受取回数が増え、その結果、受取総額は、制度変更前と変更後では計算上は同一です。また、今回既に拠出されている掛金に対する年金月額および現在の受給者の年金月額についても減額となります。

### (2) 基本年金の過払い解消

加入者（掛金をお支払いの方）のみが対象となります。

基本年金が一部過払いである状態を解消します。

基本年金の支給率は、「掛金払込時から年金支給開始（65歳）までの間に死亡した加入者の年金原資を、死亡しなかった者の年金原資に乗せする（生存者分配）」という考え方により、加算年金の支給率より高く設定されています。また、その年金原資から加入者の遺族一時金が支給されており、この「遺族一時金」と上記の「生存者分配」が重複した形で「過払い」の状態になっていますので、この状態を解消し、適正化します。

#### ①改定内容

##### ●上記「生存者分配」を廃止し、加入者遺族一時金を存続します。

なお、加算年金は従来、生存者分配を行っていないため、今回変更はありません。

#### ②改定による影響

##### ●基本年金の年金予定月額が、現行と比べて減額となります。

なお、(1)、(2)とも育英年金、傷病年金、遺族年金に関しては、年金月額の変更はありません。

次ページから、これらの改正内容についてモデルケースを例にとりながら、加入者、受給者の年金予定月額および、年金受給月額に対する影響をご説明いたします。



## 2・加入者への影響例

### 前提条件

ご加入時年齢	40歳	受給予定期間	65歳～88.9歳（第20回生命表男子死亡率の50%）		
お支払い掛金	掛金月額72,000円＝基本掛金12,000円＋加算掛金6,000円×10口				
受給コース	基本年金・加算年金共に15年保証終身		予定利率	1.5%	

※過去の制度変更（予定死亡率改定・予定利率変更等）は考慮しません。

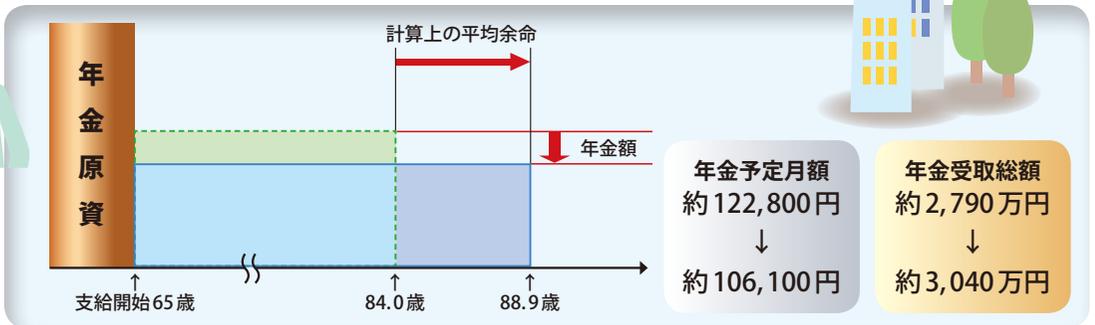
↓  
現行年金予定月額：約122,800円

#### ●ご参考

65歳時点の掛金累計：約2,160万円＝掛金月額72,000円×25年（40歳～65歳）×12ヶ月

65歳時点の年金原資：約2,600万円（元利合計）

### ケース1 ■改定時年齢40歳のAさんの場合

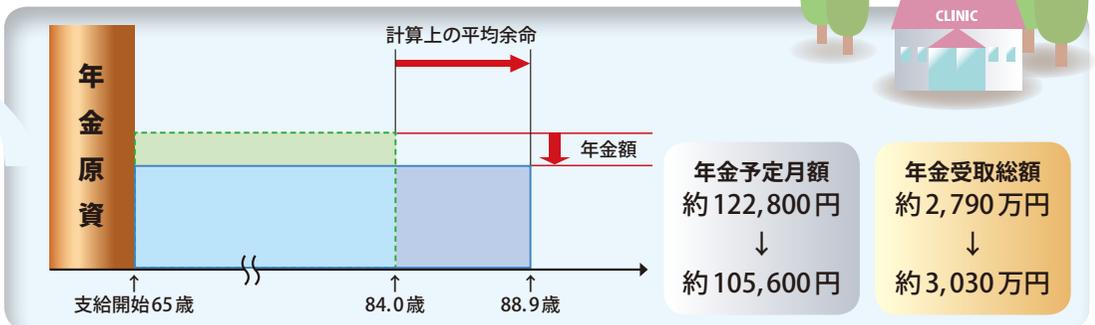


#### ●ご参考 計算上の年金受取総額

（改定前）：約2,790万円＝年金月額122,800円×19.0年（65歳～84.0歳）×12ヶ月

（改定後）：約3,040万円＝年金月額106,100円×23.9年（65歳～88.9歳）×12ヶ月

### ケース2 ■改定時年齢60歳のBさんの場合



#### ●ご参考 計算上の年金受取総額

（改定前）：約2,790万円＝年金月額122,800円×19.0年（65歳～84.0歳）×12ヶ月

（改定後）：約3,030万円＝年金月額105,600円×23.9年（65歳～88.9歳）×12ヶ月

### 加入者への影響（年齢別年金額）

各ケースとも予定掛金累計額は約2,160万円です。

前提条件は、ケース1、ケース2と同一とします。

改定時年齢	年金予定月額		計算上の年金受取総額		
	改定前	改定後	改定前	改定後	増加額
40歳	約122,800円	約106,100円	約2,790万円	約3,040万円	約250万円
45歳		約105,800円		約3,030万円	約240万円
50歳		約105,600円		約3,030万円	約240万円
55歳		約105,600円		約3,030万円	約240万円
60歳		約105,600円		約3,030万円	約240万円

年金受取総額の増加は、受給期間が延びることによって利息分が増えることによるものです。

### 3・受給者への影響例

#### 前提条件

ご加入時年齢	40歳	受給開始年齢	65歳
お支払い掛金	掛金月額 72,000円 = 基本掛金 12,000円 + 加算掛金 6,000円 × 10口		
受給コース	基本年金・加算年金共に 15年保証終身	予定利率	1.5%

↓  
**現行年金受給月額：約122,800円**

※過去の制度変更(予定死亡率改定・予定利率変更等)は考慮しません。

#### ●ご参考

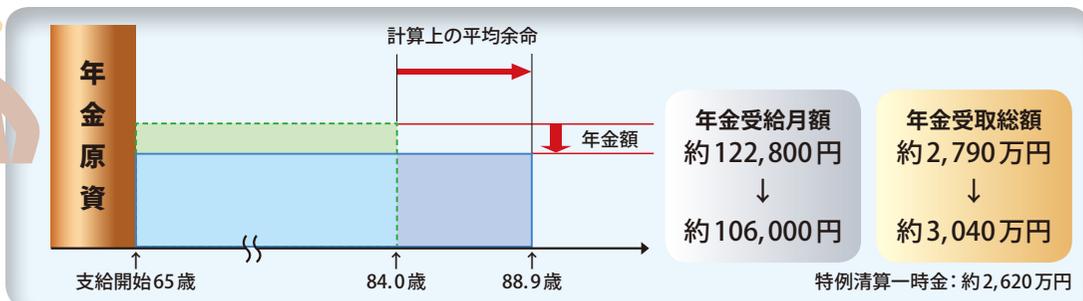
65歳時点の掛金累計：約2,160万円 = 掛金月額72,000円 × 25年(40歳～65歳) × 12ヶ月

65歳時点の年金原資：約2,600万円(元利合計)

計算上の年金受取総額：約2,790万円 = 年金月額122,800円 × 19.0年(65歳～84.0歳) × 12ヶ月



#### ケース3 ■改定時年齢65歳のCさんの場合



#### ●ご参考

計算上の年金受取総額

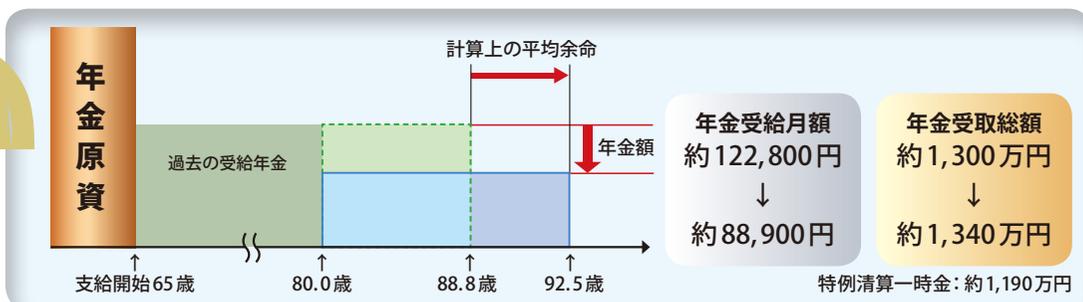
(改定前)：約2,790万円 = 年金月額122,800円 × 19.0年(65歳～84.0歳) × 12ヶ月

(改定後)：約3,040万円 = 年金月額106,000円 × 23.9年(65歳～88.9歳) × 12ヶ月

特例清算一時金：約2,620万円



#### ケース4 ■改定時年齢80歳のDさんの場合



#### ●ご参考

過去の受取額累計：約2,210万円 = 年金月額122,800円 × 15年(65歳～80歳) × 12ヶ月

計算上の年金受取総額

(改定前)：約1,300万円 = 年金月額122,800円 × 8.8年(80歳～88.8歳) × 12ヶ月

(改定後)：約1,340万円 = 年金月額88,900円 × 12.5年(80歳～92.5歳) × 12ヶ月

特例清算一時金：約1,190万円

#### 受給者への影響(年齢別年金額)

各ケースとも掛金累計額は約2,160万円です。

前提条件は、ケース3、ケース4と同一とします。

改定時年齢	年金受給月額		過去の受給額累計	計算上の年金受取総額			
	改定前	改定後		改定前	改定後	増加額	特例清算一時金
65歳	約122,800円	約106,000円	—	約2,790万円	約3,040万円	約250万円	約2,620万円
70歳		約101,500円	約740万円	約2,230万円	約2,410万円	約180万円	約2,110万円
75歳		約95,300円	約1,470万円	約1,730万円	約1,820万円	約90万円	約1,610万円
80歳		約88,900円	約2,210万円	約1,300万円	約1,340万円	約40万円	約1,190万円
85歳		約85,900円	約2,950万円	約960万円	約990万円	約30万円	約900万円
90歳		約83,700円	約3,680万円	約710万円	約730万円	約20万円	約670万円

年金受取総額の増加は、受給期間が延びることによって利息分が増えることによるものです。

## 4・受給者の脱退の特例について(特例清算一時金)

- 本来、受給者については脱退はできませんが、今回の制度改定に同意いただけない場合、施行日から1年間(平成22年10月1日～平成23年9月30日)に限って特例措置により、脱退が可能となります。
- この場合の一時金額は制度改定日前日を基準として、従前の年金額(積増年金分は除く)を一時金に換算した額となります。なお、手続きの開始は、平成22年11月以降の予定です。



## 5・改定のスケジュール

- 終身年金の予定死亡率適正化、基本年金の過払い解消とともに、平成22年10月1日からの実施となります。
- 年金月額の変額率については、加入時年齢、加算年金口数、受給開始年齢、終身年金か確定年金かの選択等によって異なります。11月頃にすべての加入者・受給者に個別の改定後年金額のご案内をお送りいたします。
- 改定後の初回の年金送金月は、平成23年1月(平成22年10、11、12月分)となります。



# 医師年金は 医師のライフスタイルに合わせて 自由に設計ができます。



たとえば……

- ◆余剰資金を一括して掛金として支払うことができる随時払制度があります。
- ◆掛金に上限がなく、またいつでも増減が可能です。
- ◆通常65歳から受給開始ですが、最長75歳まで延長することが可能です。
- ◆積立額の一部を、育英年金、あるいは傷病年金として受取ることが可能です。
- ◆終身年金なので、一生涯年金が受取れます。
- ◆個人で資産運用される場合に比べて運用金額が大きいため、運用先を分散することでリスクが抑制でき収益の向上が期待できます。
- ◆事務手数料が少額のため、運用に回せる資金が多く、効率的な積立が可能です。

ぜひ医師年金を継続してご愛顧賜りますよう、  
お願い申し上げます。

制度改定につきましては、医師年金のホームページでもご確認いただけます。

<http://www.med.or.jp/nenkin/index.html>

## 社団法人 日本医師会 年金・税制課

〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16

TEL: 03-3946-2121 (代表) 03-3942-6487 (直通) 受付時間: 午前9時30分～午後5時(平日)



お ● 知 ● ら ● せ

今回の制度改定に伴う加入者・受給者個別の年金月額につきましては、コンピュータシステム更新完了後の平成22年11月頃にご案内をお送りいたします。しばらくお待ち下さい。

